

平成 24 年 10 月 12 日

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見
(パブリックコメント)

NPO 法人日本ダンスミュージック連盟
理事長 浅川 真次

第1 結論

今日では健全な趣味、スポーツ等として社会的に広く認知されているダンスを教授するいわゆるダンス教室・ダンススクールに係る営業・事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風適法」といいます）第2条第1項第4号の「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」としての「風俗営業」から除外し、明確に風適法の対象外とすべきです。

また、仮に改正案のように、「政令で定める者」（風適法施行令等で定めるダンスの教授に関する講習を行うことができる団体の講習を受講してその推薦を受けた者）がダンスを教授する場合に限って適用除外とする場合であっても、かかる講習の受講や推薦等を必要とする者は、当該ダンス教室・ダンススクール等を運営する法人の代表者ないしその責任者1名で足りるとすべきです。なお、この場合の当該講習の内容も、各ダンスのジャンルの特性に応じたダンス教授における一定の技能レベルを担保するためのものであり、かつ、風紀の健全性やダンス教室・ダンススクールの安全性を確保するためのものであるべきであると考えます。

第2 各論

現行の風適法は、その第2条第1項第4号で「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を「風俗営業」として規制する一方で、風適法施行令等で定めるダンスの教授に関する講習を行える団体の講習を受講してその推薦を受けた者がダンスを教授する場合には、当該ダンス教室等の営業は、「風俗営業」から除外されるものとされています。

これは、原則として、いわゆる町中のダンス教室・ダンススクール等も広く「風俗営業」に含まれるとの解釈を前提としつつ、例外的に、風適法施行令等で定める講習や推薦等を行える団体（「特定講習団体」と呼ばれる団体で、本書提出時においては、社団法人全日本ダンス協会連合会及び財団法人日本ボールルームダンス連盟の2団体に限定されており、いずれもいわゆる社交ダンスないし競技ダンスに係る団体です）の推薦を受けた者が行うダンス教室・ダンススクール等の営業のみを規制の対象外とするものと解されます。

そして、今回の改正案は、風適法施行令等で定めるダンスの教授に関する講習や推薦等の実施主体を上記2団体に限定せず、「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人」として、その範囲を拡大することとされています。

これにより、一定の要件を満たした別の団体が申請等を行う事によって、ダンスの教授に関する講習や推薦等を行うことが可能な法人が増え、その結果、形式的には風適法の対象となりうる、いわゆるヒ

ップホップやジャズ等のストリート系ダンスやフォークダンス、民族舞踊等を教授するダンス教室・ダンススクール等の営業が、風適法の規制対象から除外される余地が残されました。

しかしながら、我々は、そもそも、いわゆるダンス教室・ダンススクール事業が「風俗営業」とされ、風営法等の規制の対象とされること自体に異議を唱え、風適法の対象からの完全に除外されることを求めるものです。

今回、改正案の検討にあたって、いわゆるダンス教室・ダンススクール事業が「風俗営業」に該当することが明確化されたこと、一定の手続きを経ることでこれらの事業を風適法の対象から除外できるようにしようという方向性が看取できたことについては、一定の評価に値するものと思料します。

もっとも、まず、現状において形式的にであっても「風俗営業」とされる事業ないし営業に対しては、一般的に以下のようなものをはじめとする、事実上、運営上のデメリットが数多くみられます。

- ① 立地上恵まれた建物の多くは風営業態の施設の入店を希望しないことが多い。
- ② ①の影響もあり、風俗営業を許可する建物の多くが治安上も風紀上もあまり良くない場所になることが多く、ダンス教室・ダンススクール等に通うことが予想される青少年の安全面ないし情操教育の観点から望ましくない。
- ③ ダンス教授者と一般教育者との間での職種差別が起こる可能性があり、また、ダンスは「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為」であるといった誤った観念を想起させかねない。

そもそも、我々が言及するダンス教室・ダンススクール等で教授の対象になっている「ダンス」は、およそ歓乐的・享乐的雰囲気醸成するような性質のものではなく、「中学校の必修科目」たりうるような、自己の修練や他者の評価等を通じて個人の自己実現を図るためのものであり、風適法第2条第1項第4号において規制されるような「善良の風俗と清浄な風俗環境」を害したり、「少年の健全な育成」を妨げたりするようなものではなく、むしろ国民の健全な文化的活動に資するものに他なりません。それにも関わらず、ダンス教室・ダンススクールにおける活動を原則として風適法の規制の対象とし、未成年者の立ち入りを制限する必要があるようにすることなどは、健全な文化的活動である今日の「ダンス」の在り方や社会的評価との間に、著しい齟齬を来すものと言わざるを得ません。

前例としても、昭和30年における法改正により、「玉突場」(ビリヤード)の営業が、「健全な室内スポーツとして運営されて」いるとして、時代の変化に合わせて風俗営業取締法の対象から除外されております。我々は、本意見における要望が、新しい文化、アーティスト等を生み出すだけでなく、ダンスを通じた個人の自己実現に寄与するものであり、かつ、「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」といった風適法の目的(風適法第1条)に何らの支障も来さないものであることを確信するものであり、冒頭に述べたとおり、第一義的に、ダンス教室・ダンススクール事業自体が、風適法の規制対象から完全に除外されることを強く要望するものです。

また、仮に現在の改正案のような取扱いを進める場合であっても、現状では、ダンスを教授するインストラクター各人が受講する必要があるなど、風営法の目的に照らして過度の義務ないし負担を課すことになる虞が強く、例えば、飲食店における食品衛生責任者のような取扱い等を参考に、風適法の適用

除外のために講習の受講や推薦等を必要とする者を、ダンス教室・ダンススクールを運営する法人の代表者ないしその責任者1名に限定するなどの措置が講じられるよう強く要望します。なお、中学校の教育課程においても「体育」の授業の一部とされているように、ダンス教室・ダンススクール等で教授の対象となる「ダンス」はスポーツとしての性質を強くもつものであることから、講習の内容は、各ダンスのジャンルの特性に応じたダンス教授における一定の技能レベルを担保するためのものであることはもとより、安全性や風紀の健全性を確認するためのもの、即ち、救急・救命措置や児童の身体的発達に関する知識、風適法の理解なども含むものにするべきだと考えます。

第3 条文及びコメント

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
原文	コメント
<p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業</p> <p>二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）</p> <p>三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）</p> <p>四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）</p> <p>五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）</p> <p>六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席</p>	<p>四 「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」に関しましては、いわゆるダンス教室・ダンススクール事業を規制の対象外とすべきであり、仮に何らかの規制が必要とする場合であっても、営業時間、営業内容等によって、規制すべき対象を善良な風俗を害するような態様のものに限定すべきだと考えます。</p> <p>仮に改正案のような適用除外の方法を検討するとしても、講習受講の必要がある場合に行われる講習の内容は、ダンスの「体育」としての性質を考慮し、指導における技能レベルだけでなく、風紀の健全性や救急・救命措置、児童の身体的発達に関する知識を含むものにするべきだと考えます。</p>

を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

当パブリックコメントの内容に関する問い合わせ先：

NPO 法人 日本ダンスミュージック連盟 事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-1-12 東京セントラル宮益坂上 3F

Tel.03-5774-5899 / Fax.03-5774-4647

[E-mail.hiratsuka@f-dj.org](mailto:hiratsuka@f-dj.org)